

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月25日認可した。

令和4年12月9日

香川県知事 池田 豊人

土地改良区名	土地改良事業名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大辻北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南丘地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）亀田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西ノ谷地区